

公 告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

2026年4月24日

安芸高田市長 藤本 悦志

1. 目的

安芸高田市立図書館の業務を効率的・効果的に推進することを目的に、図書館システムの貸借及び保守管理を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務委託の名称

安芸高田市立図書館システム貸借業務及び保守管理業務

(2) 業務内容

安芸高田市立図書館システムの貸借及び保守管理

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から2031年7月31日までとする。

(4) 構築期間

契約締結日の翌日から2026年7月31日までとする。

(5) 保守管理期間

2026年8月1日から2031年7月31日までとする。

(6) その他

契約締結は、2026年7月上旬から中旬に行う（予定）。

3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

4. 提案上限額

45,903,000円（うち消費税及び地方消費税4,173,000円）

内訳：貸借業務 金額28,165,500円（うち消費税及び地方消費税2,560,500円）

保守管理業務 金額17,737,500円（うち消費税及び地方消費税1,612,500円）

上記の金額は、提案内容にかかる上限額を示すものであって契約額や予定価格を示すものではない。なお、上限額を上回る金額による提案は失格とする。

5. 参加者の資格要件等

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、参加表明書提出日を基準日として全て

の要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 次の期間において、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
期間：公告の日から契約を締結した日まで
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 14 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 法人であること。
- (8) 個人情報保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (9) 図書館システム貸借及び保守管理業務について、安芸高田市と同等規模以上の自治体（事業体）においての実績を有し、本業務を遂行するに十分な能力を有していること。

6. スケジュール（予定）

| 期日 | 実施内容 |
|---------------|-------------------------|
| 2026年 4月24日 | プロポーザル参加者の公募及び参加表明書受付開始 |
| 2026年 5月13日 | 参加表明書提出期限 |
| 2026年 5月15日 | 参加資格確認結果通知 |
| 2026年 5月29日 | 質問受付期限 |
| 2026年 6月12日 | 質問に対する回答期限 |
| 2026年 7月 8日 | 企画提案書等の提出期限 |
| 2026年 7月上旬 | プレゼンテーション審査 |
| 2026年 7月上旬 | 審査結果の通知 |
| 2026年 7月上旬～中旬 | 契約締結 |

7. 関係書類の掲載方法

(1) 掲載方法

安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする。

(2)掲載期間

2026年4月24日から 2026年7月8日

(3)掲載資料

ア 安芸高田市立図書館システム貸借業務及び保守管理業務にかかる公募型プロポーザル実施要領

イ 安芸高田市立図書館システム貸借業務及び保守管理業務仕様書

ウ 安芸高田市立図書館システム貸借及び保守管理業務提案書作成要領

8. 説明会

説明会は実施しない。

9. 提出書類・提出期限

| 提出書類 | | 部数 | 提出期限 |
|-----------------------|---|----|-------|
| 公募型プロポーザル参加表明書(様式 1) | | 1 | |
| 申込者に関する資料 | 登記簿謄本※1 | 1 | 5月13日 |
| | 財務諸表(前年度分貸借対照表、損益計算書)※1 | 1 | |
| | 市税の滞納がないことを証する書類※1 | 1 | |
| | 消費税及び地方消費税の納税証明書※1 | 1 | |
| | 委任営業所及び委任状※1 | 1 | |
| | 事業者の事業内容が分かるもの(パンフレット等) | 1 | |
| | 業務実績一覧表(様式2) | 1 | |
| 質問書(様式 3) ※メールで提出すること | | | 5月29日 |
| 企画提案書 ※2 | 提案書概要版(A4 1~2枚程度) | 11 | 7月8日 |
| | 提案書(A4 縦長 50ページ以内) | 11 | |
| | 実施体制表(A4 1ページ以内)(様式4) | 11 | |
| | 図書館システム機能要求一覧(別紙①) | 11 | |
| 見積書 | 正本(様式9) | 1 | |
| | 写し | 11 | |
| | 内訳詳細見積書(貴社の様式) | 11 | |
| 協力・関連業者の届出 | 次の認証を証する書類の写し(任意様式) ・「ISMS」または「ISO27001」 ・「プライバシーマーク」 | 1 | |
| | 関連するハードウェア・ソフトウェアのカタログ等 | 1 | |
| | 提案時念書(様式8) | 1 | |
| 情報非公開希望申立書(様式5)※3 | | 1 | 7月8日 |
| プレゼンテーション出席者名簿(様式6) | | 1 | 7月8日 |
| プロポーザル参加辞退届(様式7) | | 1 | 7月8日 |

- ※1 詳細は、物品等競争入札参加資格審査追加申請の手引きを確認すること。
- ※2 企画提案書及び見積書は別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- ※3 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）また、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

10. 参加申し込み及び企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法・受付時間

安芸高田市教育委員会生涯学習課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の場合も期限内に必着すること。

【受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（郵送の場合も提出期限内に必着）】

(2) 提出先

安芸高田市教育委員会生涯学習課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地

(3) 提出期限

ア 参加申し込み等の書類

2026年5月13日

イ 企画提案書等の書類

2026年7月8日

(4) 特記事項

- ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。
- イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。
- ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。
- オ 最優秀提案者となった者の企画提案書は返却しない。
- カ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

11. 質疑・回答

(1) 提出期間

2026年4月24日から2026年5月29日まで

（最終日5月29日の提出期限は、午後5時とする。）

(2) 提出方法

ア 質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

イ 質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電話を受け付ける時間は

開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

ウ 審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市教育委員会生涯学習課

メールアドレス：shohgaigakushu@city.akitakata.jp

(4) 回答日及び回答方法

ア 業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

イ 提出された質問に対する回答は、2026 年 6 月 12 日までに安芸高田市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

12. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2026 年 7 月上旬を予定

※詳細については、別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市教育委員会

(3) 出席人数

3 人以内とし、業務従事予定者とする。

(4) 提案時間

1 者あたり 40 分以内（提案 30 分以内、ヒアリング審査 10 分程度）

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、電源、机、椅子については、教育委員会が準備する。

(6) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとする。また、説明資料は事前に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。

遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

13. 審査及び選定方法

本実施要領及び仕様書に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市立図書館システム賃貸借業務及び保守管理業務業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査する。

(1) 評価委員会は、提案見積書の見積額が提案上限額の範囲内であることを確認し、範囲内である提案者に限り、本審査の対象とする。提案上限額を上回る金額による提案は失格とする。

(2) 審査は、提出された企画提案書類等の書類審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に基づいて審査する。

(3) 各評価委員（6 名）は評価項目ごとに独立して採点を行う。

(4) 設定した基準に基づいて公正かつ厳正に審査を実施し、最優秀候補者を 1 者選定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、合計点が最も高い提案者を最優秀提案者

に決定し、契約の優先交渉者とする。

(5) 審査の結果、総合評価点が6割に満たない者は失格とする。

(6) 提案者が1者であっても、本実施要領に基づき審査を行う。

(7) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときの順位決定は、次のとおりとする。

ア 提案者それぞれの「提案評価点」、「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。

イ 提案者それぞれの「提案評価点」、「価格評価点」とも同じ場合は、評価委員の協議により最優秀提案者を決定する。

(8) 評価委員の氏名については、公表しない。

(9) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(10) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

(11) 選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

ア 最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

14. 評価項目及び評価基準

(1) 評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

| 評価点 | 区分 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------|-------------------|--------|--|-----|
| 提案 評価点 | 事業実績 ・ 実施体制 | 事業実績 | 同種業務又は類似業務に関する実績が十分あるか。 | 10 |
| | | 実施体制 | 適正な業務履行が可能な人員が配置され、市との連絡調整が迅速に行える体制となっているか。 | 10 |
| | ツール | 技術の妥当性 | 事業の効率的・効果的な推進に資する十分な機能を備えているか。 | 10 |
| 提案 評価点 | ツール | 操作性 | システム画面が視覚的で分かりやすく、システムに習熟していない職員も容易に操作ができるような工夫がなされているか。 | 20 |
| | | 保守対策 | 障害発生時のバックアップは十分であるか。機器保守の内容と体制は十分か。 | 20 |
| | | 安全対策 | 個人情報保護やクラウドサービスの利用におけるセキュリティ対策等が適切で、安定的な運用・保守管理ができる仕組みが整っているか。 | 20 |
| 価格 評価点 | 価格 | 見積額 | 経済的な見積額になっているか。 | 10 |
| 評価点 | | | | 100 |

15. 評価点の算出方法

(1) 提案評価点の算出方法

ア 区分「事業実績・実施体制」

| 項目 | 評価 | 基準 |
|------|-----|---------------------------------------|
| 事業実績 | 10点 | 自治体における同種業務を含み3件以上 |
| | 8点 | 自治体における同種業務を含み2件 |
| | 6点 | 自治体における同種業務が1件 |
| | 4点 | 自治体における実績はないが、大学図書館や民間施設等において同種業務がある。 |
| | 2点 | 自治体における実績がなく、同業種の実績も極めて少ない。 |
| 実施体制 | 10点 | 業務遂行の体制が5人以上で、迅速な対応が期待できる。 |
| | 8点 | 業務遂行の体制が4人以上で、連絡体制を備えている。 |
| | 6点 | 業務遂行の体制が3人以上である。 |
| | 4点 | 業務遂行の体制に不安がある。 |
| | 2点 | 業務遂行が期待できない。 |

イ 区分「ツール」

①評価項目ごとに「優れている」から「劣っている」までの評価を行う。

なお、配点が20点の場合は、上記欄の各配点を2倍とする。

| 配点 | 優れている | やや優れている | 標準的である | やや劣っている | 劣っている |
|----|-------|---------|--------|---------|-------|
| | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

②評価項目ごとに、最高点と最低点を除外した点数の平均点を評価点とする。

(小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位までの値とする。)

(2) 価格評価点の算出方法

提案見積額に応じ、以下により点数化する。

配点(10) × (応募事業者の最安提案見積額) / (自社提案見積額)

(小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位までの値とする。)

16. 契約

(1) 評価委員会で最優秀提案者に決定して優先交渉者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約内容及び契約金額は、優先交渉者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

17. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為
 - イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談
 - ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示
- (3) 参加申し込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、2026 年 7 月 8 日までにプロポーザル参加辞退届（様式 7）を提出すること。
- (4) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については、契約締結事業者の負担とする。